

令和3年度「自転車ルール・マナー検定」

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

1 横断歩道は歩行者のための場所なので、歩行者の邪魔となる場合は、自転車に乗ったまま進行してはならない。

2 道路交通法上、自転車は歩行者の仲間なので、車両通行止めの標識（図1）があるところでは、自動車は通行できないが、自転車は乗ったまま通行できる。



図1

3 普通自転車の歩道通行可の標識（図2）や標示（図3）がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満、70歳以上の人、又は、からだの不自由な人であるときは通行することができる。

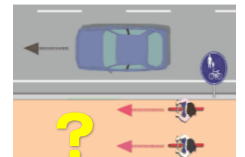


図2



図3

4 普通自転車の自転車歩道通行可の標識（図2）等がある歩道を走る場合は、歩道の車道寄りを通行しなければならない。



5 自転車のライトは自分の進行方向を照らすのみではなく、他の人に自転車が走っていることを知らせる効果もあり、夜間は必ずライトを点灯しなければならない。

6 自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。

7 前を走る乗用車を邪魔してやろうと思い、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわす行為は妨害運転違反になる。

8 「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機の青色灯火が点滅している場合、横断歩道を進行しようとする自転車は、他の車両等に注意すれば横断を始めてもよい。

9 他の車や歩行者に邪魔にならないように注意しながら、友達の自転車と並走して自転車を走らせた。

10 自転車の二人乗りは原則禁止されているが、罰則は定められていない。



11 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、メールの確認など、通話ではなく画面を見るだけなら違反にはならない。

12 一時停止の標識（図4）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は安全確認をしっかりと行えば徐行でよい。



図4

13 両手でしっかりハンドルを握って安全運転に心掛けていれば、イヤホンやヘッドホンを両耳に着けて、大音量で音楽等を聞きながら運転してもよい。

14 歩行者専用道路の標識（図5）がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。



図5

15 自転車で車道の左端に沿って通行中、進路前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので一時停止する必要はない。

16 自転車を運転していて歩行者とぶつかる事故を起こした場合は、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で処理することができれば、交通事故の状況等を警察に通報しなくてもよい。

17 自転車で交差点内を進行中、救急車がサイレンを鳴らして近づいてきた場合は、直ちにその場で止まり、救急車が通りすぎるのを待てばよい。

18 年齢14歳以上の者が、自転車を運転していて一時停止や信号無視等の違反行為を行い、3年以内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。

19 自転車の前輪ブレーキが故障して効かなくなったが、後輪ブレーキが効くので、注意して運転すれば違反にならない。

20 自転車に付いている「TSマーク」（図6）とは、自転車安全整備士により点検・整備された自転車で、傷害・賠償責任保険が付いていることを証明するものである。



図6

解答欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

